

# 第156回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2021年6月22日（火曜日）午前10時

## 場所

シオノギ教育研修センター  
兵庫県尼崎市戸ノ内829番地の1

## 決議 事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

## 株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、会場へのご出席は見合わせ、事前に書面（郵送）又はインターネットによる方法にて議決権をご行使いただくことを強く推奨申し上げます。なお、本招集ご通知に同封の書面及び当社ホームページ（<https://www.shionogi.com/jp/ja/investors.html>）もあわせてご確認ください。

## 株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素よりシオノギグループに対する格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、「シオノギの基本方針」にある「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」ために、2030年に成し遂げたいビジョンとして「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」ことを掲げ、そのビジョンを具現化するための戦略として、2020年6月に新中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030 (STS2030)」を策定しました。STS2030では、「Transformation」=変化し続けること、そして絶えず進化していくという強い意志を持って、ビジョンの実現に挑戦しております。

2019年末から始まった新型コロナウイルスの世界的な大流行は、1年以上経過しても未だに終息の兆しが見えません。感染症を重点領域とする当社グループにおきましても、2020年度は減収減益と大変厳しい一年となりました。世の中が感染症に対する脅威を再認識させられた中で、我々製薬産業が果たすべき役割も極めて大きいものであることを改めて認識しました。当社グループは、約60年に渡り積み上げてきた感染症領域の研究・開発における強みを活かし、世界中の皆さまが安心して生活できる社会の実現を目指して、鋭意取り組んでまいります。

また、医薬品産業を取り巻く環境はさらに厳しさを増しておりますが、新たに策定したビジョンに込めた想いを実現するために、変化を恐れず、多様性を受容し、既存概念を超えて「Transform」することをここに宣言するとともに、シオノギグループを取り巻く全てのステークホルダー（株主・投資家、顧客、社会、従業員）の皆さまに対して企業価値と社会価値を提供することでサステイナブルな社会の実現に貢献してまいります。

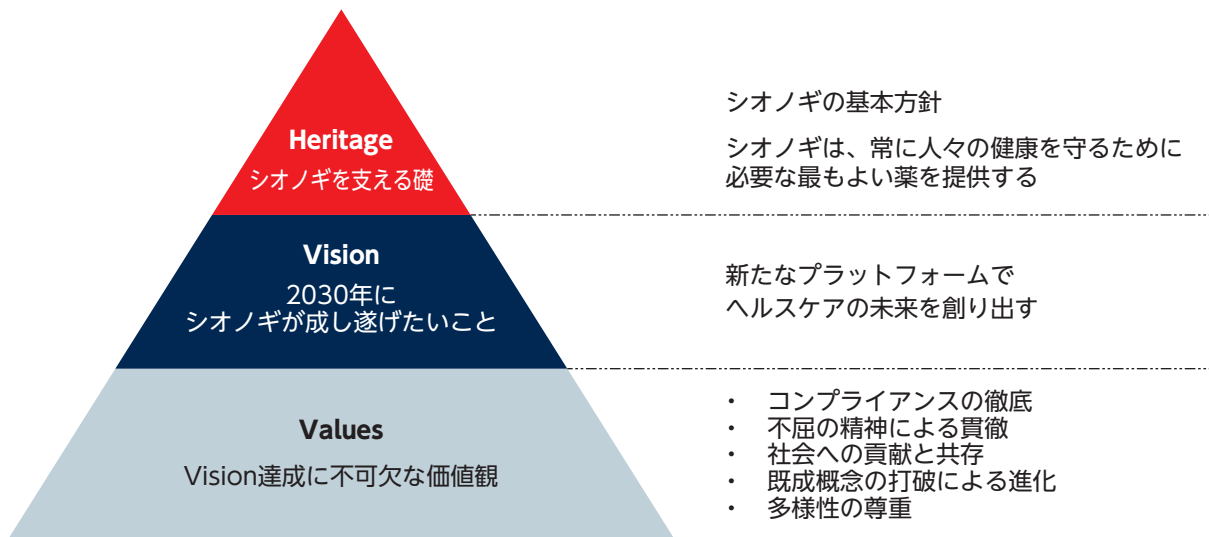


代表取締役社長 **手代木 功**

## 目次

◆第156回定時株主総会招集ご通知	1p
◆株主総会参考書類	6p
◆事業報告	18p
1. シオノギグループの現況に関する事項	18p
2. 会社の株式に関する事項	35p
3. 会社役員に関する事項	36p
4. その他企業集団の現況に関する重要な事項	41p
◆連結計算書類	44p
◆計算書類	46p
◆監査報告書	48p

# グループ経営理念



医薬品産業を取り巻く環境や価値観が変化する中で成長し続けるためには、目指すべきVisionやその達成に不可欠な価値観 (Values) を社会や顧客ニーズに照らし、柔軟に対応しなければなりません。

そこで、2018年に次世代リーダーを中心に、2030年あるいはそれ以降に、シオノギがありたい姿について考えるプロジェクト「Oneness」を立ち上げました。メンバーで議論を重ねた結果、基本方針をすべての活動の根幹となる礎、すなわちHeritageと位置付けた上で新たなVisionとValuesを策定しました。

## Vision 2030年にシオノギが成し遂げたいこと

シオノギは、新しい経営理念 (Heritage/Vision/Values) に基づいた活動を通じてシオノギらしさを一層強めながら、すべてのステークホルダーの皆さまとともに今後も成長を続けていきます。

## Values Vision達成に不可欠な価値観

Visionの達成には、一人ひとりの価値観に基づく行動の実践が不可欠であり、その上で重要となる価値観として5つのValuesを掲げました。シオノギは、社会の信頼に応えるためにコンプライアンスを徹底しながら、変化を恐れず多様性を受容し、不屈の精神で既成概念を超えて「Transform」することで、新たなVisionの実現に取り組んでいきます。その結果、企業市民として社会課題を解決し、豊かな社会の実現に貢献していきます。

シオノギは、新しい経営理念 (Heritage/Vision/Values) に基づいた活動を通じてシオノギらしさを一層強めながら、すべてのステークホルダーの皆さまとともに今後も成長を続けていきます。

# 株 主 各 位

証券コード 4507  
2021年5月31日  
大阪市中央区道修町3丁目1番8号  
塩野義製薬株式会社  
代表取締役社長 手代木 功

## 第156回定時株主総会 招集 ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

なお、当社第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主さまにおかれましては可能な限り同封の議決権行使書のご返送またはインターネット等により議決権を行使いただき、当日の来場はお控え頂きますようお願い申し上げます。

議決権の行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月21日(月曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本年は新型コロナウイルス感染症等への感染リスク低減のため、株主総会会場でのご出席を事前申込制・申し込み多数の場合抽選とさせていただき、本総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう株主総会ライブ配信を実施いたします。ライブ配信をご利用される場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使ください。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年6月22日(火曜日)午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市戸ノ内829番地の1 シオノギ教育研修センター  
(会場が前回と異なっております。ご注意ください。)

### 3. 会議の目的事項 報 告 事 項

1. 第156期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第156期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以上

- ◎ 事業報告の「財産及び損益の状況の推移」 「企業集団の主要な事業セグメント」 「企業集団の主要な事業所」 「企業集団の使用人の状況」 「主要な借入先の状況」 「会社の新株予約権等に関する事項」 「会計監査人の状況」 及び 「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shionogi.com/jp/ja/investors.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
- 従いまして、監査役が監査した事業報告、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記各書類となります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shionogi.com/jp/ja/investors.html>) に修正後の内容を掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

本年の株主総会は、2021年6月22日（火曜日）午前10時より開催いたします。新型コロナウイルス感染症等への感染リスクを可能な限り低減するため、以下のとおり運営いたします。株主の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

- 感染リスク低減のため、本年の株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を強く推奨申し上げます。
- 株主総会会場にご来場いただかなくても、本総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主さま向けにインターネットによる株主総会ライブ配信を行います。なお、ライブ配信をご覧いただくことは会社法上株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言はできません。議決権を事前に行使の上、ライブ配信をご覧ください。
- 本年の株主総会への会場出席は、事前申込制・申し込み多数の場合抽選とさせていただきます。ご出席を希望される株主さまは、以下をご確認のうえ、同封の「第156回定時株主総会 ご出席応募はがき」を応募締切日までにご送付ください。当社から「入場証」を送付させていただきます。お申し込み多数の場合は厳正なる抽選により、ご当選されました株主さまのみに「入場証」を送付させていただきます。（落選の場合はご連絡いたしませんので、予めご了承ください。）「入場証」をお持ちでない株主さまの入場はお断りさせていただきますので、ご注意ください。なお、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましてはご応募を見合わせることをご確認ください。

【応募方法】 同封の「第156回定時株主総会 ご出席応募はがき」を下記締切日までにご送付ください。

【締切日】 2021年6月10日（木曜日）当社必着

【結果通知】 2021年6月11日（金曜日）頃、当社より「入場証」と株主総会会場への「送迎バスのご案内」を2021年3月31日現在の株主名簿上のご住所へ送付いたします。お申し込み多数の場合は厳正なる抽選により、ご当選されました株主さまのみに「入場証」を送付させていただきます。（落選の場合はご連絡いたしませんので、予めご了承ください。）

【株主総会当日】 「入場証」と「議決権行使書」を会場受付にご提出ください。

<5月> <6月>

\* 必着

31 (月)	1 (火)	2 (水)	3 (木)	4 (金)	5 (土)	6 (日)	7 (月)	8 (火)	9 (水)	10 (木)	11 (金)	12 (土)	13 (日)	14 (月)	15 (火)	16 (水)	17 (木)	18 (金)	19 (土)	20 (日)	21 (月)	22 (火)	
通知 発送	← 招集通知到着		← 応募期間 (投票目安)							応募 締切	当選 発送	← 当選通知到着										行使 期限	株主 総会

- 来場される株主さまは、必ずマスクの着用をお願いいたします。当日は、検温装置を設置し、体温の高い株主さまには会場への入場をお控えいただけます。
- 当社運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調に問題ないことを確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- 会場内には消毒液を設置いたします。



## 議決権行使についてのご案内

下記の3つの方法がございますので、議決権の行使をお願い申し上げます。

### 強くご推奨



#### インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否  
をご入力ください。

行使期限

2021年6月21日(月曜日)  
午後5時入力完了分まで



#### 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の「議決権行使書」に議案に対する  
賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月21日(月曜日)  
到着分まで



#### 株主総会に ご出席される場合

(事前申込制 申し込み多数の場合抽選)

「入場証」と「議決権行使書」をご持  
参ください。  
同封の「議決権行使書」を会場受付に  
ご提出ください。

日 時

2021年6月22日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

### インターネット等による議決権行使のご案内

#### 1. 議決権行使のお取り扱いについて

- 議決権の行使期限は、2021年6月21日(月曜日)午後5時までとなっておりますのでお早めの行使をお願いいたします。
- 書面(議決権行使書)とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- インターネット等によって複数回またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

#### 2. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱ください。
- パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 3. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆さまへ)

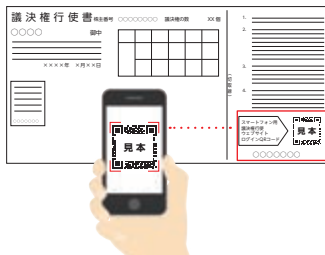
機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

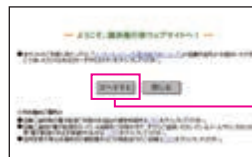
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

※バーコード読取機能付きの携帯電話を利用して右上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

## インターネットによるライブ配信のご案内

本総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。

### 1. 配信日時

2021年6月22日（火曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

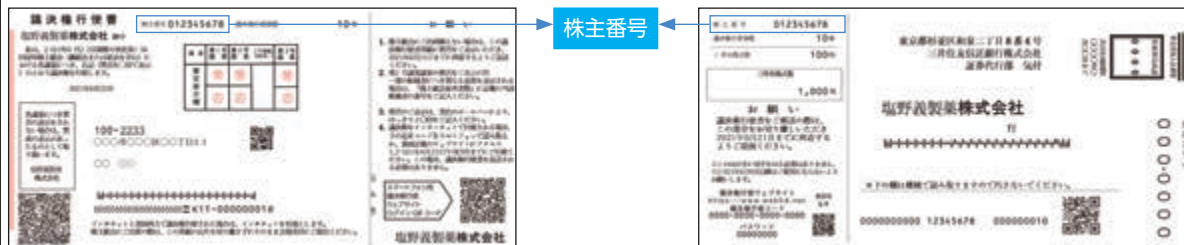
※ライブ配信ウェブサイトは、午前9時30分に開設予定です。

### 2. ご視聴の方法

パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接入力いただき視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い以下のID、パスワードのご入力をお願いいたします。

お手元にある招集ご通知をご参照ください

[ご参考] 議決権行使書における株主番号の表示位置



### 3. ご視聴に関する留意点

- (1) やむを得ない事情によりライブ配信を行うことができなくなる可能性があります。その場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- (2) ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切の発言を行っていただくことはできません。議決権については3頁・4頁にてご案内の方法にて行使いただきますようお願い申し上げます。
- (3) ご視聴は株主さまご本人のみに限らせていただきます。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開は固くお断りさせていただきます。
- (5) インターネットの通信環境等により、映像、音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- (6) ご視聴の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。
- (7) 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（接続料、通信料等）は株主さまのご負担となります。



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長に伴う中長期的な視点での企業価値増大を図るため、事業投資を積極的に行うとともに、配当につきましては、これを安定的に向上させることを目指しております。

成長過程に応じた安定的な配当金額の向上により株主の皆さまへの利益還元を図るため、業績に対する配分の方針としてDOE（親会社所有者帰属持分配当率）を指標とし、4.0%以上を目標として掲げております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円 総額 16,580,504,655円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月23日

なお、当期における中間配当を合わせた年間の配当金は、1株当たり108円となり、前期に比べ5円の増配となります。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当 重要な兼職の状況
1	再任 手代木 功 て しろ ぎ いさお	代表取締役社長 株式会社三井住友銀行社外取締役 (予定)
2	再任 澤田 拓子 さわ だ たく こ	取締役副社長 兼 ヘルスケア戦略本 部長
3	再任 安藤 圭一 あんどう けいち	取締役 株式会社樁本チエイン社外取締役 株式会社ダイヘン社外取締役
4	再任 尾崎 裕 お ざ き ひろし	取締役 大阪瓦斯株式会社取締役相談役 朝日放送グループホールディングス 株式会社社外取締役 株式会社ロイヤルホテル社外取締役 (予定)
5	再任 高槻 史 たかつき ふみ	取締役 大江橋法律事務所パートナー

※各取締役候補者の選任理由については各候補者の略歴をご参照ください。  
また、各社外取締役候補者については各候補者の注記事項をご参照ください。

【ご参考】 取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリクス）

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	経営 経験	財務 会計	法務	研究 開発	販売/ マーケテ ィング	生産	IT/ 情報 統括	国際 経験
1	てしろぎ いさお 手代木 功	●			●		●		●
2	さわだ たくこ 澤田 拓子				●	●		●	●
3	あんどう けいいち 安藤 圭一	●	●						●
4	おざき ひろし 尾崎 裕	●			●		●	●	●
5	たかつき ふみ 高槻 史			●					●

候補者番号

1

再任

てしろぎ いさお

手代木 功 (1959年12月12日)

所有する  
当社株式の数

47,750株



取締役会出席状況

14/14回  
(100%)

取締役在任年数

19年  
(本総会終結時)

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社  
1999年 1月 当社秘書室長 兼 経営企画部長  
2002年 6月 当社取締役  
2002年10月 当社経営企画部長  
2004年 4月 当社常務執行役員 兼 医薬研究開発本部長  
2006年 4月 当社専務執行役員 兼 医薬研究開発本部長  
2007年 4月 当社専務執行役員  
2008年 4月 当社代表取締役社長 (現)  
2021年 6月 株式会社三井住友銀行社外取締役 (予定)

取締役候補者とした理由

手代木功氏は、2008年に代表取締役社長に就任後、第3次中期経営計画達成に向け、グローバル研究開発、海外事業展開を積極的に推し進め、中長期的な収益基盤を確保いたしました。また、2014年度に策定した「Shionogi Growth Strategy 2020(SGS2020)」の定量目標を達成後、2016年10月にSGS2020のUpdateを行い、この目標についても前倒して達成しております。2030年に成し遂げたいビジョンとして「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」ことを掲げ、ビジョンを実現し更なる成長を達成するための戦略として2020年6月に新中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030)」をスタートさせ、変革を強力に推進していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

2

再任

さわだ たくこ  
澤田 拓子 (1955年3月11日)

所有する  
当社株式の数

37,600株



取締役会出席状況

14/14回  
(100%)

取締役在任年数

6年  
(本総会終結時)

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社  
2002年 4月 当社医薬開発部長  
2007年 4月 当社執行役員 兼 医薬開発本部長  
2010年 4月 当社常務執行役員 兼 医薬開発本部長  
2011年 4月 当社専務執行役員 兼 Global Development Office 統括  
2013年 4月 当社専務執行役員 兼 Global Development Office 統括  
兼 医薬開発本部長  
2014年 4月 当社専務執行役員 兼 グローバル医薬開発本部長  
2015年 4月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長  
2015年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 兼 経営戦略本部長  
2015年10月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長 兼 経営企画部長  
2016年 4月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長  
2017年 4月 当社上席執行役員 兼 経営戦略本部長  
2018年 4月 当社取締役副社長  
2020年 4月 当社取締役副社長 兼 ヘルスケア戦略本部長 (現)

取締役候補者とした理由

澤田拓子氏は2015年に取締役役に就任後、専務執行役員、上席執行役員 兼 経営戦略本部長として「Shionogi Growth Strategy 2020(SGS2020)」を進行させ、2016年10月のSGS2020のUpdate策定の中心的役割を果たしました。2018年4月に副社長に就任し、新中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030)」の達成に向けて、2020年4月からはヘルスケア戦略部門、経営戦略部門及び医薬事業部門を監督しております。更なる経営の強化と多様性(ダイバーシティ)の推進を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

再任

社外取締役

独立役員

あんど う けい い ち

安藤 圭一 (1951年11月5日)

所有する  
当社株式の数

0株



取締役会出席状況

14/14回  
(100%)

社外取締役在任年数

5年  
(本総会終結時)

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行  
2003年 4月 同行執行役員  
2006年 4月 同行常務執行役員  
2009年 4月 同行取締役 兼 専務執行役員  
2010年 4月 同行代表取締役 兼 副頭取執行役員  
2012年 4月 新関西国際空港株式会社代表取締役社長  
2012年 7月 同社代表取締役社長 兼 CEO  
2016年 6月 当社社外取締役（現）  
2016年 6月 銀泉株式会社代表取締役社長  
2017年 6月 株式会社椿本チエイン社外取締役（現）  
2019年 6月 株式会社ダイヘン社外取締役（現）

【重要な兼職の状況】 株式会社椿本チエイン社外取締役  
株式会社ダイヘン社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

安藤圭一氏は、金融機関の経営者としての実務経験や財務・ファイナンスに関する幅広い識見を有するとともに、企業経営者として、当時、岐路に立たされていた関西の空港運営事業について、国、大阪府・大阪市と非常に難易度の高い調整を適切に取りまとめ、現在の関西経済をけん引する関西エアポート株式会社の礎を築かれた経験・識見等を有されております。このことから、経営者や特定の利害関係者に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行っていただいております、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、取締役会におきまして、重要な経営資源である資産の活用、人材育成の観点から質問・意見を多く出され、また、予算の立案・管理や投資を含めた資本政策などについて、的確にアドバイスいただいております。

#### 注

- ・安藤圭一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、安藤圭一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

4

再任

社外取締役

独立役員

おざきひろし

尾崎 裕

(1950年3月11日)

所有する  
当社株式の数

0株



取締役会出席状況

13/14回  
(92.9%)

社外取締役在任年数

2年  
(本総会最終時)

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年	5月	大阪瓦斯株式会社入社
2000年	6月	同社理事 原料部長
2002年	6月	同社取締役 東京駐在 兼 社団法人日本ガス協会出向
2005年	6月	同社常務取締役 兼 ガス製造・発電事業部長
2007年	6月	同社常務取締役 兼 エネルギー事業部長
2008年	4月	同社代表取締役社長
2008年	6月	大阪ガスケミカル株式会社取締役(現)
2009年	6月	大阪瓦斯株式会社代表取締役社長 兼 社長執行役員
2009年	6月	株式会社オージス総研取締役
2011年	6月	朝日放送株式会社(現 朝日放送グループホールディングス株式会社) 社外取締役(現)
2015年	4月	大阪瓦斯株式会社代表取締役会長
2019年	6月	当社社外取締役(現)
2021年	1月	大阪瓦斯株式会社取締役相談役(現)
2021年	6月	同社相談役(予定)
2021年	6月	株式会社ロイヤルホテル社外取締役(予定)

**【重要な兼職の状況】** 大阪瓦斯株式会社取締役相談役  
朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役  
株式会社ロイヤルホテル社外取締役(予定)

#### 社外取締役候補者とした理由

尾崎裕氏は、関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織経営に関する豊富な実務経験と幅広い知識を有するとともに、大阪商工会議所の会頭に就かれており、大阪・関西の成長力強化に向け、2017年度から中期計画を策定・推進されております。また、中期計画の中ではライフサイエンス産業の振興に注力されております。これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、取締役会におきまして、当社のビジネスやマーケティングに関する助言や提携に関する問題提起など、明確な指摘や支援の発言を多くされております。

#### 注

- ・尾崎裕氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、尾崎裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- ・尾崎裕氏が取締役として在任している大阪ガスケミカル株式会社において、2019年11月に公正取引委員会から、浄水処理施設等で使用する活性炭の入札案件において、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。同氏は、この事実について認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査及び再発防止を指示するなどその職責を果たしております。

候補者番号

5

再任

社外取締役

独立役員

たかつき ふみ

高槻 史

(1975年6月24日)

所有する  
当社株式の数

0株



取締役会出席状況

11/11回  
(100%)

社外取締役在任年数

1年  
(本総会終結時)

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 弁護士登録  
2000年10月 御池総合法律事務所入所  
2003年12月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所  
2004年 2月 同事務所 北京代表処  
2006年 4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所  
2009年 1月 大江橋法律事務所パートナー (現)  
2020年 6月 当社社外取締役 (現)

【重要な兼職の状況】 大江橋法律事務所パートナー

社外取締役候補者とした理由

高槻史氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、国際企業法務に携われてきた弁護士の立場で、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。  
なお、取締役会におきまして、国際企業法務の観点から、特に中国でのビジネス遂行に関して問題点の指摘や検討すべき課題についての助言をいただいております。

注

- ・2020年6月23日就任以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
- ・高槻史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、高槻史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- ・高槻史氏がパートナーである大江橋法律事務所に対し、同事務所が専門的な知見を有する国際企業法務等に関わる個別事案の一部に関して、当社は弁護士報酬を支払ったことがあります。その報酬額は弁護士法人大江橋法律事務所の受取報酬の2%未満であり、同氏がパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約等の経常的な契約関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、安藤圭一氏、尾崎裕氏及び高槻史氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第25条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。3氏が再任された場合、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等 (ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます) を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 藤原崇起氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

再任	ふじわら たかおき	所有する 当社株式の数
社外監査役	<b>藤原 崇起</b> (1952年2月23日)	0株
独立役員		



取締役会出席状況

14/14回  
(100%)

監査役会出席状況

10/10回  
(100%)

社外監査役に在任年数

3年  
(本総会終結時)

#### 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1975年 4月 阪神電気鉄道株式会社入社  
2005年 6月 同社取締役  
2007年 6月 同社常務取締役  
2011年 4月 同社代表取締役社長  
2011年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役  
2015年 4月 株式会社阪神ホテルシステムズ代表取締役会長  
2017年 4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役・取締役会長 (現)  
2017年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役  
2017年 6月 山陽電気鉄道株式会社社外取締役 (現)  
2017年 12月 株式会社阪神ホテルシステムズ取締役 (現)  
2018年 6月 当社社外監査役 (現)

**[重要な兼職の状況]** 阪神電気鉄道株式会社代表取締役・取締役会長  
山陽電気鉄道株式会社社外取締役

#### 社外監査役候補者とした理由

藤原崇起氏は、阪急阪神ホールディングス株式会社取締役及び阪急阪神ホールディングスのグループ会社の経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見に基づき、取締役の職務の執行状況について幅広い見地から監査を行っていただけると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、取締役会・監査役会におきまして、豊富な実務経験や幅広い識見に基づき、主にコンプライアンスや人事労務についての確かなアドバイスをいただき、取締役の職務の執行状況について幅広い見地から適切に提言いただいております。

#### 注

・藤原崇起氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。  
・当社は、藤原崇起氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、現在、藤原崇起氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。  
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等 (ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます) を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

以上

## 【ご参考】 【取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要】

2020年度の実効性について、当社が制定した「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に基づく「6. 取締役・取締役会（1）体制、（3）役割・責務、（6）運営」を中心に、各取締役・監査役に対してアンケート及びヒアリングを実施し、取締役会におきまして分析・評価いたしました。

その結果の概要は以下のとおりです。

### 1. 体制について

専門性や経験を含む様々な要素及び多様性の観点から、現時点で必要な体制は確保されていると評価しておりますが、将来に向けた課題として、当社ビジネスの拡大・変化を踏まえ、更なる多様性及びサクセッションの観点から、外国籍の取締役の選任、次期後継者候補の選任の必要性などが挙げられました。

継続して、事業展開の状況を踏まえながら、更なる体制の強化を検討してまいります。

### 2. 役割・責務について

経営幹部の育成状況に関する報告及び経営幹部の育成状況の監督について、継続して社外役員・社長意見交換会にて報告し、意見交換を行いました。また、「コンプライアンス活動状況について」を年2回報告し、取締役会で意見をいただきました。さらにESGに関連する事項を複数回提案・報告し、取締役会で審議・決議いただきました。

今後の課題として、中期経営計画の進捗等に関する報告や経営幹部の育成状況、選出過程や育成経過の更なる説明・議論などの充実が挙げられました。

引き続き、取締役会の役割・責務の充実に向けて検討してまいります。

### 3. 運営について

取締役会での審議の更なる活性化において、引き続き取締役会の議題における事前説明を定例で開催するとともに取締役会にて決議された事項について適宜報告を行いました。また、シオノギ教育研修センターの見学を実施いたしました。

今後の課題として、更なる議論の充実のための取締役会の時間の確保などについて意見が出されました。

引き続き、取締役会の運営の充実に向けて検討してまいります。

以上、当社取締役会は、適切に運営されており、実効性は確保されていると評価しております。本評価結果を踏まえ、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に改善を進めてまいります。

## 〔ご参考〕 「独立社外役員の要件及び独立性判断基準」

### 《要件》

- ① 経営に関する経験や専門的知識に基づく優れた識見や能力を備え、それらを適切に発揮できる
- ② 社外役員としての役割を認識し、時機を失することなく当社経営陣に忌憚のない意見・提言ができる
- ③ 当社経営陣のみならず、ステークホルダーの皆さまに真摯に向き合う人格を有する
- ④ 一般株主と利益相反のおそれがなく、当社と社外役員個人との間に利害関係がない

### 《独立性判断基準》

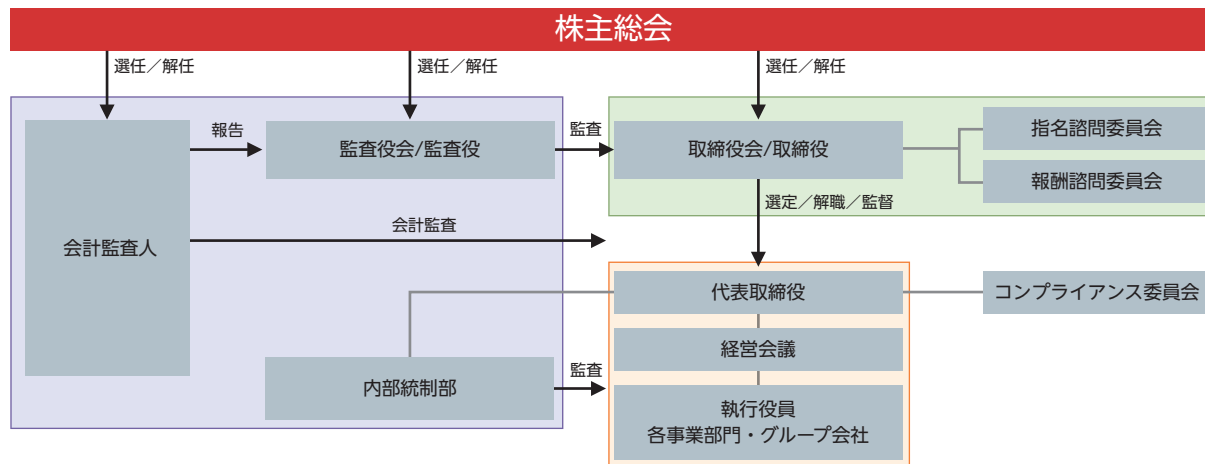
- ① 当社グループの主要株主（総議決権の10%以上の株式を保有する株主もしくは上位10位内の株主）、もしくは、当該主要株主が法人・機関等である場合には当該法人・機関等の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ② 当社グループが主要株主（総議決権の10%以上を保有する会社もしくは上位10位内の会社）である会社の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ③ 当社グループの主要な取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと  
なお、「当社グループの主要な取引先」とは次のいずれかをいう
  - a. 当社グループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当社グループからの当該取引先への支払額が、当社グループの連結売上高の2%以上となる取引先
  - b. 当社グループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当社グループによる当該取引先からの受取額が、当社グループの連結売上高の2%以上となる取引先
- ④ 当社グループを主要な取引先とする取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと  
なお、「当社グループを主要な取引先とする取引先」とは次のいずれかをいう（⑤が適用される場合は除く）
  - a. 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先からの当社グループへの支払額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先
  - b. 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先による当社グループからの受取額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先
- ⑤ 本人がコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家である場合、本人もしくは本人の所属する法人・機関等が、当社グループから本人の取締役・監査役報酬以外に以下の報酬を受け取っていないこと
  - a. (個人の場合) 年間1,000万円以上の報酬
  - b. (法人・機関等の場合) 本人の所属する法人・機関等の直近事業年度を含む直近過去3年の事業年度の平均において、当該法人・機関等の連結売上高の2%もしくは年間1,000万円のいずれか高い方の額以上の報酬
- ⑥ 当社グループから年間1,000万円以上の寄附を受けている法人・団体等に属していないこと
- ⑦ 当社グループの社外取締役の在任期間が10年を超えていないこと
- ⑧ 当社グループの社外監査役の在任期間が12年（3期）を超えていないこと

## 【ご参考】コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と体制

当社グループは、経営理念である「基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品を継続的に創製・開発・供給し、その適正使用の推進を通じて世界の人々の健康と医療の向上に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することが社会的使命であると認識しております。コンプライアンスの徹底を図り、この使命を果たしていくことが持続的な企業価値の向上につながるという確固たる信念の下、ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を通じて、事業環境の変化に対応し続けるために必要な施策を講じ、透明で誠実な経営を実践しております。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、中長期的な経営計画に基づき経営判断を行う「取締役会」、迅速かつ機動的な意思決定により業務を遂行する執行役員を中心とする「業務執行体制」により経営と業務執行を分離しており、それらの経営監督及び業務執行を監査する監査役会並びに会計監査人による「監査体制」が、それぞれ独立した立場でその役割・責務を果たす体制としております。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



取締役会は、経営の透明性とステークホルダーに対するアカウンタビリティを一層向上させるため、社外取締役3名を含む5名で構成しております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、公正な見地から取締役としての人材の適性、経営に及ぼす影響、職務や対価の妥当性など多角的に検証しております。

監査役会は、一層の透明性と公正性を担保するため、社外監査役3名を含む5名で構成され、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査にあっております。

また、経営の意向を業務執行にスピーディーに反映するため執行役員制度を導入し、環境変化に即応できる機動的な業務執行体制を構築し、業務執行を審議する機関として、取締役、常勤監査役及び業務執行の責任者で構成される経営会議を設置しております。

(2021年3月31日現在)

# 事業報告

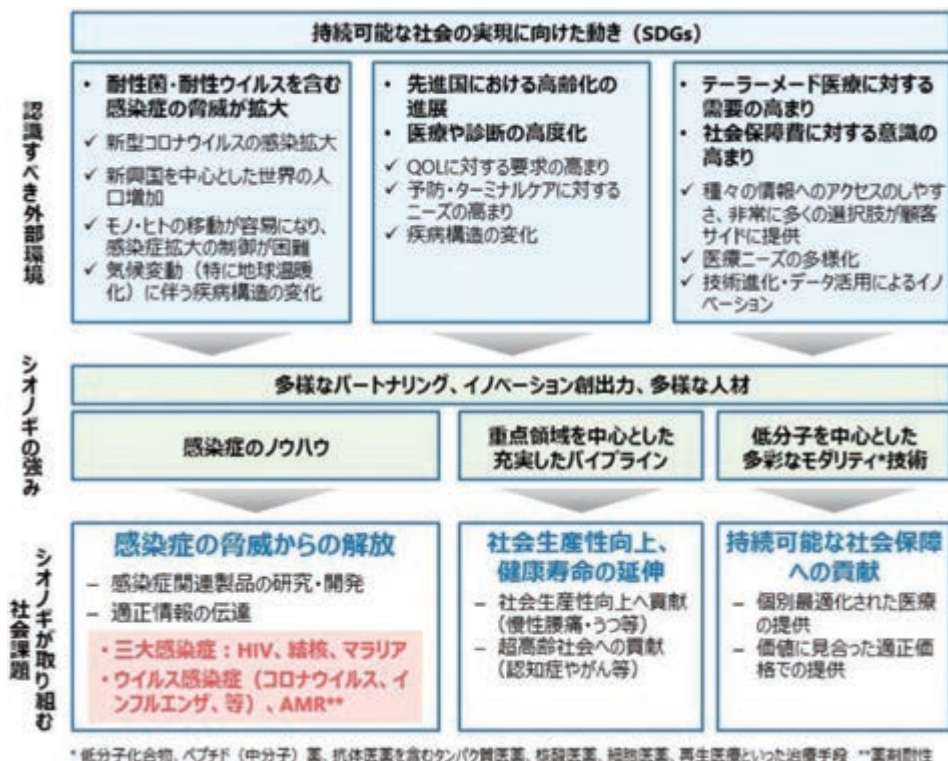
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. シオノギグループの現況に関する事項

### (1) 中長期における顧客・社会の課題認識と中期経営計画STS2030

#### ① シオノギグループが取り組む社会課題

医薬品産業を取り巻く環境がますます激しく変化する中で、当社グループが社会とともに成長するため重視して取り組む社会課題を「感染症の脅威からの解放」と「社会生産性向上、健康寿命の延伸」、「持続可能な社会保障への貢献」の3つに特定しました。当社グループは、中期経営計画STS2030の実行を通して、これらの社会課題の解決にグループ一丸で取り組んでまいります。



\* 低分子化合物、ペプチド（中分子）薬、抗体医薬を含むタンパク質医薬、核酸医薬、細胞医薬、再生医療といった治療手段 \*\* 薬剤耐性

## ② 2030年 Visionと中期経営計画STS2030

当社グループは、2030年に成し遂げたいこと、すなわち「2030年 Vision」を策定するとともに、前述のとおり様々な角度から外部環境を分析し、当社グループが取り組むべき社会課題を特定しました。その上で、社会課題を解決しながら2030年 Visionを達成する戦略として新中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030 (STS2030)」を2020年6月に策定しました。

2020年度を起点とする2024年度までをSTS Phase 1と位置づけ、グループが一丸となりビジネスの変革を強力に推進し「Transformation」の具現化に向けた取り組みを進めています。



STS Phase 1において、新たな価値創造に向けた「R&D戦略」及び「トップライン（売上）戦略」と、価値創造を実現するための「経営基盤戦略」を実行していきます。

STS Phase 1 3つの戦略	i. R&D戦略	革新的パイプラインの開発促進
	ii. トップライン戦略	多様なビジネス構築による事業の成長
	iii. 経営基盤戦略	新たな価値創造を実現するための基盤づくり

STS2030を推進し、従来の医療用医薬品にとどまらない革新的なヘルスケア製品・サービスを継続的に社会へ提供することで、社会課題の解決を通じた顧客・社会への貢献と当社グループの持続的な成長を両立し、企業価値を向上していきます。



## (2) 事業の経過及びその成果

### ① 連結業績の概要

#### ◆事業の状況 (IFRS)

##### 2020年度連結損益の概要

	2019年度	2020年度	前期比 (%)
売上収益 (億円)	3,334	2,972	▲10.9
営業利益 (億円)	1,306	1,174	▲10.1
コア営業利益 (億円)	1,274	940	▲26.2
税引前利益 (億円)	1,585	1,430	▲9.8
親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)	1,222	1,119	▲8.5

\*コア営業利益：営業利益から、非経常的な項目（減損損失、有形固定資産売却益等）を調整した利益

#### 売上収益及び各種利益は、前期を下回り減収減益

当社グループは、当連結会計年度より国際財務報告基準 (IFRS) を適用しており、前年度の数値もIFRSに組み替えております。

売上収益は2,972億円（前期比10.9%減）となりました。国内医療用医薬品売上は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大を受けた感染予防対策の励行による市中感染症市場の大幅な縮小や受診抑制、薬価改定等の影響を受け947億円（同10.9%減）となりました。

営業利益はシオノギ渋谷ビルの交換益の発生等を含め、1,174億円（同10.1%減）となりました。それらの特殊要因を除くコア営業利益は940億円（同26.2%減）でした。

税引前利益は1,430億円（同9.8%減）となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、税引前利益の減少に伴い、1,119億円（同8.5%減）となりました。

2020年度も2019年度に続いて業績の予想が未達となり、対前年でも減収減益となりました。2021年度は、積み残した課題に取り組み、自らの力で利益を生み出せる企業体質への変革を一層強化してまいります。

#### ◆資産等の状況 (IFRS)

##### 連結財政状態計算書項目

	2019年度末	2020年度末	前期末比 (%)
資産合計 (億円)	8,737	9,990	14.3
資本合計 (億円)	7,652	8,646	13.0
負債合計 (億円)	1,085	1,344	23.9

## ② 連結業績 -ロイヤリティー及びヴィーブ社からの配当金収入-

### ◆堅調なロイヤリティー及び配当金収入

英国ヴィーブヘルスケア社（以下、ヴィーブ社）に導出したHIVフランチャイズの売上が伸長しました。一方で、同社からのロイヤリティー収入は為替変動の影響により1,234億円（前期比3.7%減）、同社からの配当金については234億円（同11.3%減）となりました。

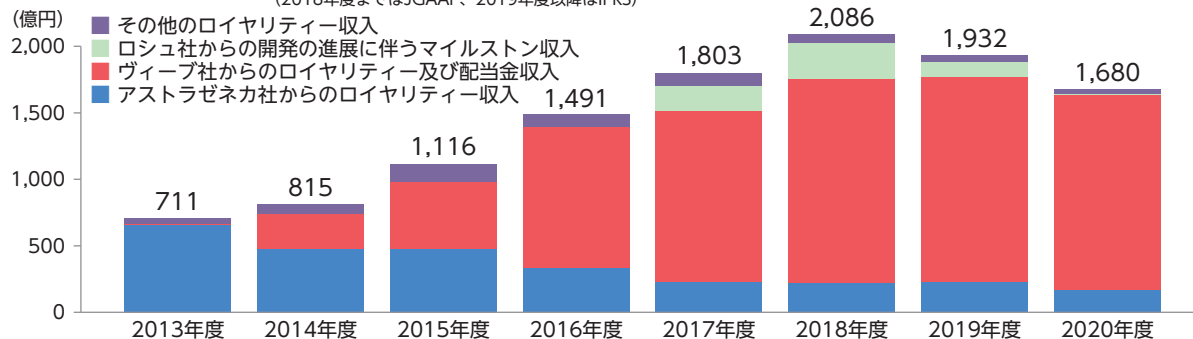
スイス ロシュ社からの当期のロイヤリティー収入は9億円となりました。前期には抗インフルエンザウイルス薬Xofluzaの追加適応承認の取得に伴うマイルストーンを受領していたため、当期の収入は前期比91.8%減となりました。

また英国アストラゼネカ社からのクレストールのロイヤリティーにつきましては、契約に基づき2020年度第4四半期より受領額が減少したことから、166億円（同25.7%減）となりました。

以上のように当期のロイヤリティー、マイルストーン及び配当金収入全体としては、HIVフランチャイズの販売が引き続き順調に推移する中、為替変動や前期の一時金収入の影響により、1,680億円（同13.1%減）となりました。

### ■ ロイヤリティー及びヴィーブ社からの配当金収入

(2018年度まではJGAAP、2019年度以降はIFRS)



### 長期作用型注射剤CABENUVAによるさらなる貢献へ

当社グループが創製したcabotegravirを含む長期作用型の抗HIV薬CABENUVA (cabotegravirとrilpivirineの合剤) をヴィーブ社が開発・発売しました。日々の服薬が求められるHIV治療において、本剤は月1回または2ヵ月に1回の投与で治療が可能であり、患者さまのQOLの大幅な改善が期待されます。

また、cabotegravir単剤で社会ニーズの高いHIV予防薬としての開発も実施しており、承認取得に向けてヴィーブ社が準備を進めています。



年間投与日数  
 365日→**12日**  
 (1回/1ヵ月 投与時)  
 365日→**6日**  
 (1回/2ヵ月 投与時)



### ③ 国内／海外事業

#### ◆国内医療用医薬品の売上減

コロナ禍の社会全般における感染予防対策の励行により市中感染症市場が大幅に縮小するとともに受診抑制の影響を受けたため、国内医療用医薬品売上収益は947億円（前期比10.9%減）となりました。

インフルエンザに関しましては、昨シーズン以下の極めて小規模な流行にとどまり、関連製品群の売上収益は3億円（同89.1%減）となりました。また、インフルエンザ関連を含む感染症薬の売上収益は、98億円（同39.1%減）となりました。

一方で、戦略品であるサインバルタとインチュニブの売上収益はそれぞれ265億円（同0.9%増）、131億円（同22.8%増）と伸長しました。

コロナ禍において、MRの医療機関への訪問規制が強化され、病院を中心に医療従事者との面談が難しい状況でしたが、このような状況においても医療従事者に各製品の情報を届けるために、デジタル環境下での情報提供体制を整備し、適正使用に向けた情報の伝達と面談機会の確保に注力しました。

#### ◆セフィデロコル\*の売上増

海外子会社／輸出事業の売上収益は、COVID-19による環境変化の影響を受け246億円（前期比20.0%減）となりました。

米国ではFetrojaが17億円と伸長し、当期の売上収益は75億円となりましたが、前期にはBDSI社よりSymproic関連の一時金を受領していたため、前期比26.3%減となりました。

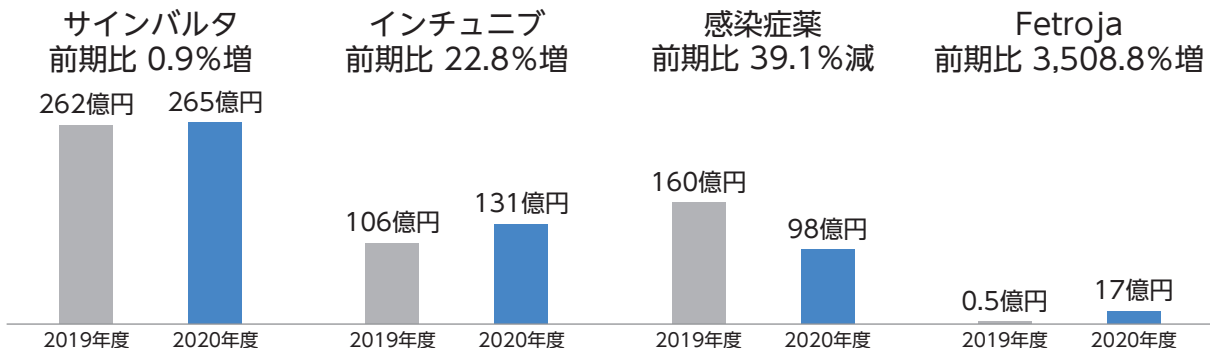
欧州では、英国とドイツでFetrojaの販売を開始しました。また、英国とスウェーデンでサブスクリプション型償還モデル\*\*に採択されました。

中国では、病院市場におけるラベプラゾールの売上収益が大きく減少し、全体で101億円（同23.3%減）となりました。また、2020年内に中国平安保険グループとの合弁会社を設立しました。

\*米国の販売名：Fetroja、欧州の販売名：Fetroja

\*\*抗菌薬の処方量と切り離し、国が開発企業に対して固定報酬を支払う代わりに、必要なときに抗菌薬を受け取ることができる償還モデル

#### 主な製品（群）の売上収益



## 【トピックス】 平安塩野義におけるヘルスケアプラットフォーム確立への挑戦

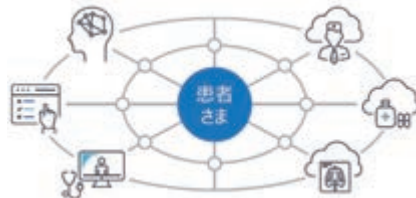
### ◆平安塩野義の設立 ～ヘルスケアの未来“HaaS”を創造する～

中国最大の民間保険会社である中国平安保険グループは、保険業に加えて先進的な情報技術を駆使したヘルスケアの革新に注力しております。その一例として、ライフスタイルに関するビッグデータを活用した中国最大のインターネット医療健康管理サービスプラットフォーム「平安好医生（Good Doctor）」を有します。オンライン診療、AIドクターによる問診や医療アドバイスの提供、医薬品配送、医療機関予約、診療所標準化管理等のサービスを広く提供しています。

当社グループと中国平安保険は、ヘルスケアサービスに求められる将来像のビジョンが一致したことから、双方の強みを活かして次世代のヘルスケアプラットフォーム構築を目指す合弁会社「平安塩野義」を設立しました。拡大し続ける中国のヘルスケア市場を中心に2024年に700億円以上の売上収益の達成を目指します。

### ヘルスケアプラットフォームのイメージ

治療という枠を超え、  
患者さまを中心として広範なソリューションを提案



### ◆平安塩野義の経過と成果

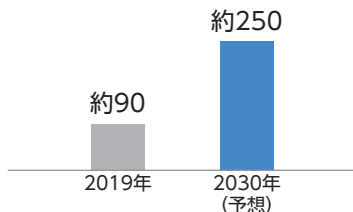
2020年11月に平安塩野義を設立し、Good Doctor上で平安塩野義製品の販売を開始いたしました。

またグラム陰性菌感染症治療薬セフィデロコルの中国での上市に向けた準備が順調に進捗しています。

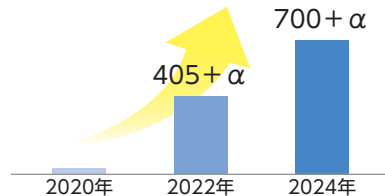
近年、医薬品産業において製品の品質問題が散見されていることから、人為的なミスを軽減し、高品質の医薬品を提供するための仕組み作りが一層望まれています。平安塩野義では、平安保険グループのAIによる最新モニタリング技術を活かした次世代工場「スマートファクトリー」の構築を進めております。

今後もサイエンスを基盤とする創薬開発並びに製造・品質管理のノウハウと、情報テクノロジーによるビッグデータ収集やAIによる解析ノウハウとを掛け合わせ、ヘルスケアの未来を創造していきます。

ヘルスケア市場規模 (兆円)



販売ビジョン (億円)



## ④ 研究開発 – 研究 –

### ◆研究の成果

当期も研究開発への積極的な投資を行うとともに、COVID-19による環境変化に適切に対処することで、注力プロジェクトをほぼ予定どおり進捗させました。

#### 注力8プロジェクト（赤字）の主な進捗

現状の疾患治療の捉え方（パラダイム）を変える可能性のある8つの注力プロジェクトを設定（下図参照）し、COVID-19関連プロジェクトとともに最優先で取り組んでいます。

##### ・S-531011

大阪大学との共同研究から見出した、がんを標的とする抗体で、現在のがん治療では満たされない患者さまのニーズに応えることを目指しています。当期は、2021年度の臨床試験開始に向けて非臨床試験が進展しました。

##### ・S-874713

ADHDや依存症等の複数の精神神経症状に対する効果が期待できる自社創製品です。当期は2021年度の臨床試験開始に向け非臨床試験が進展しました。

##### ・S-540956

核酸アジュバント\*であり、がん領域及びHIV感染の機能的根治等での適応を目指しています。当期は、2021年度の臨床試験開始に向けて非臨床試験が進展しました。

#### ワクチン事業

株式会社UMNファーマを完全子会社化し、ワクチン事業に本格的に参入しました。当期は、COVID-19ワクチン（S-268019）及びインフルエンザワクチンの創製に取り組みました。

また、注射による痛みを回避し、簡便に投与できる「経鼻ワクチン」の開発にも着手しており、HanaVax社と経鼻ワクチンの製剤技術に関するライセンス契約を締結し、肺炎球菌ワクチンの研究を進めています。

#### COVID-19への取り組み

上記COVID-19ワクチンをはじめ、有効性・安全性とともに既存薬を上回る治療薬の創出に向けて取り組んでいます。

\*アジュバント：免疫を活性化させ薬物の効果を補強させる物質



## ④ 研究開発 – 開発 –

### ◆ 開発の成果

注力8プロジェクト（赤字）の進捗

・ **sivopixant (S-600918)**

難治性慢性咳嗽（せき）を対象としたグローバル第Ⅱb相臨床試験が進展し全患者の観察が完了しました。また、睡眠時無呼吸症候群を対象とした第Ⅱa相臨床試験が進展しました。

・ **レダセムチド (S-005151)**

ステムリム社から導入した再生誘導医薬ペプチドであり、栄養障害型表皮水疱症に対する適応取得に向けて申請準備中です。また、急性期脳梗塞を対象とした国内第Ⅱ相臨床試験が進展しました。当期は、変形性膝関節症、慢性肝疾患に対する医師主導治験も新たに開始しました。

・ **zuranolone (S-812217)**

米国Sage社から導入したうつ病・うつ状態治療薬候補であり、大うつ病性障害者を対象とした第Ⅱ相臨床試験が進展しました。

・ **BPN14770**

子会社化した米国Tetra社から導入した認知機能改善薬候補であり、アルツハイマー型認知症を対象とした日本での第Ⅰ相臨床試験を完了し、第Ⅱ相臨床試験を準備中です。また、脆弱X症候群を対象とした米国での第Ⅲ相臨床試験を準備中です。

・ **S-637880**

神経障害性腰痛を対象とした第Ⅱ相臨床試験を実施中です。

・ **COVID-19への取り組み**

COVID-19ワクチン (S-268019) の第Ⅰ／Ⅱ相臨床試験を2020年12月に開始しました。また、米国BioAge社と提携し、COVID-19の重症化を抑える治療薬候補 (asapiprant : S-555739) の開発を進めています。2021年4月にBioAge社が米国でCOVID-19に罹患した高齢者を対象に第Ⅱ相臨床試験を開始しました。

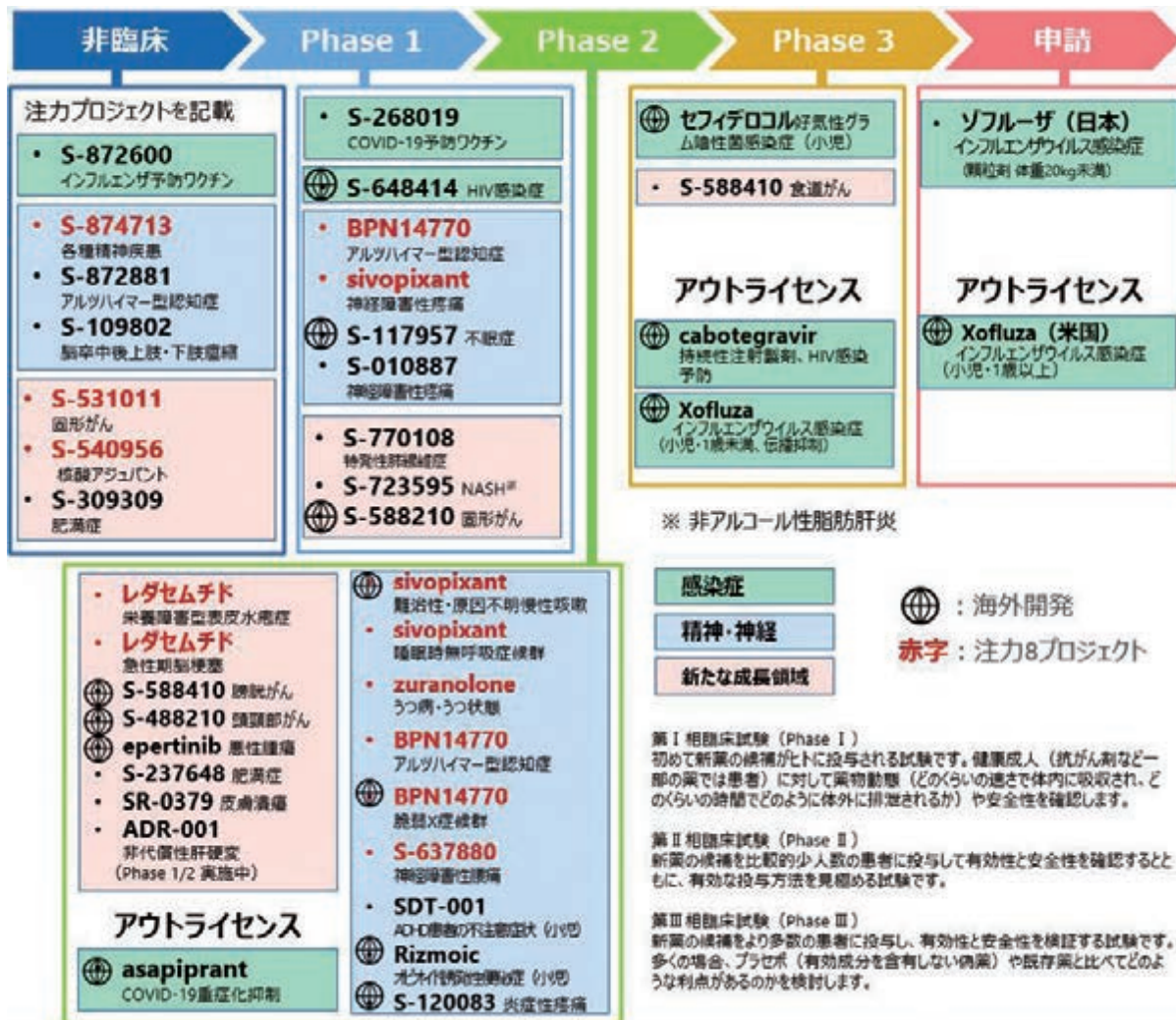
### 主な開発プロジェクトの進捗一覧

zuranolone (S-812217) うつ病・うつ状態	日本：PhaseⅡ試験実施中
sivopixant (S-600918) ①難治性慢性咳嗽、②睡眠時無呼吸症候群	①グローバル：PhaseⅡb試験実施中 ②日本：PhaseⅡa試験実施中
BPN14770 ①アルツハイマー型認知症、②脆弱X症候群	①日本：PhaseⅠ試験実施中 ②米国：PhaseⅢ試験準備中
レダセムチド (S-005151) 脳梗塞、表皮水疱症	日本：栄養障害型表皮水疱症：申請準備中 急性期脳梗塞：PhaseⅡ試験実施中 変形性膝関節症、慢性肝疾患：PhaseⅡ試験実施中
S-637880 神経障害性腰痛	日本：PhaseⅡ試験実施中
COVID-19ワクチン (S-268019)	日本：PhaseⅠ／Ⅱ試験実施中
asapiprant (S-555739)	米国：PhaseⅡ試験実施中 (BioAge社実施)

2021年3月31日現在

#### ④ 研究開発 - 開発パイプライン -

主な開発パイプラインの状況 (2021年3月31日現在)



## ⑤ 生産、サプライチェーン

### ◆生産及びサプライチェーンの成果

当社グループの生産関連機能を結集したグループ会社であるシオノギファーマ株式会社において、当期は、「事業基盤の強化とCDMO\*としての成長基盤を確立する年」と位置づけ、事業に取り組んでまいりました。

当期は、COVID-19による環境変化が非常に大きな一年となりましたが、中でも、海外輸入原料の調達を前倒しし、在庫確保を継続するとともに、サプライヤーや委託先の原材料、製品の製造状況のモニタリングを強化することで、欠品を起こすことなく医薬品の安定供給を継続することができました。

また2020年10月に、シオノギファーマ株式会社がナガセ医薬品株式会社の全株式を取得し、子会社化しました。ナガセ医薬品は、抗がん剤、局所麻酔剤、胃炎・胃潰瘍治療剤等の製造を手掛けており、注射製剤を中心に外部顧客からの高活性医薬品や一般活性医薬品の製造受託に取り組んでいます。両社のノウハウの相互活用により、CDMOビジネスの更なる発展に向けた基盤を構築しました。

### ◆医薬品の安定供給責任

感染症で社会全体に不安が広がっている今こそ、命に関わる医薬品の安定供給は重要になります。医薬品の安定供給を維持するため、当社グループでは原料調達サプライヤーや委託先各社とも連携し、適切な在庫管理を徹底しています。また工場内での感染者発生による操業停止という万一の事態に備えて、適切な範囲で余裕のある在庫管理を行いつつ、工場内にウイルスを持ち込まないよう徹底した体調管理と感染防止策を行って生産にあたっています。

2020年12月には、抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザについて、連続生産方式による製造法を追加する国内の製造販売承認事項一部変更承認申請を行いました。連続生産により生産性の向上に取り組んでまいります。

当期は、国内の医薬品製造業界において健康被害をもたらすミスや度重なる回収が相次いで発生しました。当社グループでは、グローバルな品質保証の遂行、製造品質の向上やGMP\*\*による品質の確保への対応を徹底しています。さらにこれらの取り組みを支えるガバナンス及びコンプライアンスも強化しており、健康被害に繋がるような問題を起こさないリスク管理に平時から取り組んでおります。

\*Contract Development Manufacturing Organization：医薬品製造のみならず開発も請け負う機関

\*\*Good Manufacturing Practice



## ⑥ 当社グループと社会との繋がり

当期も、社会の公器としてよりよい社会の実現に貢献していくための様々な取り組みを引き続き実施しました。ステークホルダーの皆さまから将来にわたって必要とされる企業を目指して今後もグループ一丸で様々な取り組みを進めていきます。

### ◆発展途上国におけるヘルスケアシステムの強化 -Mother to Mother SHIONOGI Project-



サハラ砂漠以南のサブサハラは、妊産婦や5歳未満児の死亡率が極めて高い地域です。当社グループは、国際NGOワールド・ビジョンとともに、コミュニティのヘルスケアシステムの強化を通じて、母子の健康を守る活動に取り組んでいます。

2020年4月よりケニアのキリフィ県で第2期事業を開始しました。第1期事業の経験をもとに、77,500人の住民を対象に2地区・3診療所の整備を進めています。

### ◆新型コロナウイルス感染症拡大地域の保健所への従業員派遣

COVID-19拡大に伴い業務が逼迫している東京都並びに大阪府の保健所に対して、2021年2月22日～3月31日及び4月15日～28日の期間に当社グループ従業員を派遣し、COVID-19拡大防止業務の支援を行いました。東京都及び大阪府から感謝の声を数多くいただくとともに、従業員にとっても保健所の現状を知り、働きがいを高める良い機会となりました。



### ◆AMR対策の取り組み



当社グループでは、AMR\*対策の一環とした抗菌薬の環境への排出軽減を目的とする排水の適正管理等を、高いレベルで継続的に実施しています。環境情報開示に取り組む国際的な非営利団体CDPによる「水セキュリティ」分野では、これらのAMR対策が評価され、前期に続き最高評価のAを獲得しました。

上記を含むAMRへの取り組みは外部からも高く評価されており、Antimicrobial Resistance Benchmark 2020の調査においては、感染症薬の研究開発への年間投資比率、サーベイランスによる薬剤耐性の積極的な監視活動等が高く評価されています。（トピックス 33p参照）

\*AMR：Antimicrobial Resistance 薬剤耐性

【トピックス】

新型コロナウイルス感染症に対する取り組み (1)

◆新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対する取り組み

当社グループは、STS2030の中でHaaS (Healthcare as a Service) 企業へとTransformすることを掲げていますが、医療用医薬品の提供にとどまらないサービスを提供していくためには、これまで以上に患者さまの視点に立つことが重要と考えています。その観点から、疾患に関連する種々の困りごとの解決も含めたトータルケアの取り組みを強化しています。

COVID-19に対しても、研究開発から製造、販売・流通までのバリューチェーンを強みとし、治療薬の創製のみならず、予防や診断、重症化抑制まで取り組んでいます。さらに、未病の観点で、流行状況の確認及び変異株の早期検知により感染拡大兆候を察知する取り組みも行っています。



◆COVID-19のワクチン開発に向けた取り組み



子会社である株式会社UMNファーマの技術をベースに国立感染症研究所と共同し、ウイルスのスパイク(S)タンパク質を抗原とする遺伝子組換えタンパクワクチンの開発を推進しています。

2020年12月に国内での第Ⅰ／Ⅱ相臨床試験を開始しています。開発成功時に速やかに提供できるよう、生産体制の構築を並行して進めています。UNIGEN社(原薬製造)、アピ社(製剤製造)と連携し、2021年3月末には第Ⅰ期の製造設備工事が完了しました(左写真)。

今後も国産ワクチンの早期提供を目指した取り組みを推進します。



◆治療薬の創製に向けた取り組み

COVID-19が発生する以前から、北海道大学人獣共通感染症リサーチセンターと共同でコロナウイルスに対する治療薬の基礎的研究を行ってきました。変異株の流行や今後の新たなパンデミックに備えるため、有効性・安全性ともに既存薬を上回る新薬を提供すべく、様々な創薬モダリティ\*を駆使した治療薬の研究に継続的に取り組んでいます。

\*低分子化合物、ペプチド(中分子)薬、抗体医薬を含むタンパク質医薬、核酸医薬、細胞医薬、再生医療といった治療手段





## 【トピックス】

# 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み (2)



### ◆COVID-19の重症化抑制に向けた取り組み

米国BioAge社と提携し、COVID-19の重症化を抑制する治療薬候補(asapiprant)の開発を進めています。

Asapiprantは、当社グループが創製したプロスタグランジンD2 DP1受容体拮抗薬であり、これまでにDP1受容体への高い親和性及び選択性と、臨床での良好な忍容性、安全性が確認されています。2021年3月にCOVID-19に罹患した高齢者を対象とする第Ⅱ相臨床試験を米国で開始しました。



### ◆COVID-19診断キットの提供に向けた取り組み



マイクロブラッドサイエンス社と提携し、2020年6月にCOVID-19抗体検査キット製品を研究用試薬として発売しました。

迅速診断法(SATIC法)の実用化に向け、国内3大学と提携しました。簡便かつ多検体の迅速診断を可能とするキットを提供するための検討を実施しています。

当社グループが製造販売元であるHISCL TARC試薬について、COVID-19の重症化予測マーカーとして2021年4月に適応追加承認申請を実施しました。

新型コロナウイルス抗原検査薬「ルミラ・SARS-CoV-2 Ag テストストリップ」及び専用測定機器の国内での販売に向け、2021年4月にルミラ・ダイアグノスティクス・ジャパン社と共同販売契約を締結し、5月下旬より販売を開始する予定です。



### ◆下水中の新型コロナウイルスの自動解析体制構築に向けた取り組み

北海道大学、ロボティック・バイオロジー・インスティテュート株式会社、株式会社iLACと連携し、下水中の新型コロナウイルス遺伝子の高感度検出・定量技術の開発に取り組んでいます。

ヒト型ロボットLabDroid「まほろ」を用いて、下水中のウイルスを定期的にモニタリングし高感度に検出することで、ウイルス感染症の流行及び変異株の早期検知・大量検査ができる体制の整備を目指しています。



これらの取り組みを通じて、COVID-19の早期終息による社会の安心・安全の回復にグループ一丸となって貢献していきます。また、その他の新興感染症及び再興感染症にも鋭意取り組み、「感染症の脅威からの解放」を当社グループが果たすべき使命と位置づけ、努力を継続していきます。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
シオノギファーマ株式会社	百万円 90	100.0%	医薬品製造及び製造受託 試験・分析受託
シオノギヘルスケア株式会社	百万円 10	51.0%	一般用医薬品の製造販売
シオノギINC.	米ドル 12	100.0%	医薬品の開発及び製造販売
シオノギB.V.	千英国ポンド 630	100.0%	医薬品の開発及び製造販売
平安塩野義(香港)有限公司	千香港ドル 361,794	51.0%	医薬品の販売
平安塩野義有限公司	千中国元 1,061,224	51.0%	医薬品の開発及び製造販売

### (4) 設備投資等の状況

当期における当社グループの設備投資につきましては、ワクチン製造設備や摂津工場の生産設備を中心とした投資を行い、その総額は274億円となっています。

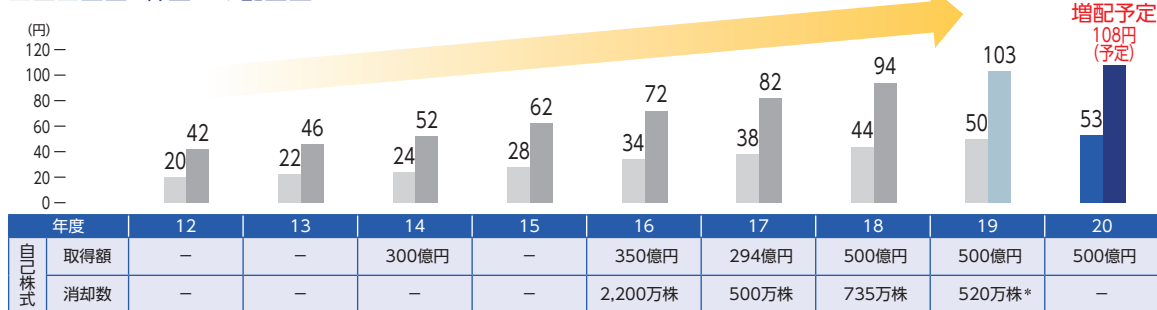
### (5) 資金調達状況

当社グループは、2020年7月29日に中国平安人寿保险股份有限公司を割当先とする第三者割当により、自己株式の処分を行い、33,534百万円の資金調達を行いました。

### (6) 配当方針

当社グループは、成長過程に応じた安定的な配当を基本とし、自己株式の取得・消却、政策保有株の持合い削減も含め、資本効率を向上させてまいります。その関連指標としてEPS（1株当たり利益）、DOE（親会社所有者帰属持分分配当率）、ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）を採用しており、株主の皆さまに対する利益還元を行っています。

■ ■ ■ ■ ■ 1株当たり配当金



\* 2020年3月30日決議、4月6日消却

## (7) 対処すべき課題

### ◆積み残した課題と2021年度の強化ポイント

当社グループは当期、新たな経営計画STS2030を策定し、Transformationの実現に向けて取り組んでおります。新型コロナウイルスの世界的な大流行に終息の兆しが見えない中、感染症を重点領域とする当社グループにとって、STS2030初年度という重要な年にもかかわらず大変厳しい一年となりました。当期に積み残した課題に速やかに対処し、2021年度のビジネスプランを達成するとともに、中長期目標である2030年Visionを実現し、世界中の皆さまが安心して生活できる社会の実現を目指して、引き続き取り組んでまいります。

研究開発におきましては、事業経験のないワクチンを一年で臨床入りさせるなど、これまでの当社グループの既成概念を大きく超えるスピードで進めてきました。その一方で、世界の大手製薬会社はそれをはるかに上回るスピードでワクチンの提供を開始するとともに、治療薬の研究開発を進めています。当社グループは当期、感染症のリーディングカンパニーとして社会から求められているスピードに対応する、すなわち、COVID-19の終息に貢献できるソリューションを十分に提供することはできませんでした。2021年度には、リソースの選択と集中をこれまで以上に厳格に行い、COVID-19で混乱する社会の安心・安全の回復に貢献するとともに、2028年頃に訪れるHIV製品の特許切れに伴う収益の低下（パテントクリフ）を乗り越える新規成長ドライバーの開発を着実に進展させてまいります。

国内事業におきましては、COVID-19の拡大や薬価改定の影響で売上が減少しましたが、そのような環境変化にも柔軟に対応しなければなりません。2021年度は、これまで以上にITやデータの活用を推進し、リアルとデジタルを融合させ製品価値の最大化に取り組んでまいります。ゾフルーザにつきましては、当期はインフルエンザの流行が極めて小さかったものの、今後の流行に備え、継続して臨床データを収

集・解析し、情報提供を行うことで適正使用を一層推進し、本薬を必要とする患者さまにお届けできるよう努めます。

海外事業におきましては、中国平安保険との新しい枠組みによる中国事業を無事にスタートさせることができました。早期に売上を拡大するとともに、中長期的な価値創造に向けて事業基盤を整備してまいります。欧米については、セフィデロコルを中心とした病院領域における販売体制を強化いたします。またセフィデロコルのサブスクリプション型償還モデルの適応国の拡大に取り組んでまいります。

事業投資に関しては、STS Phase Iの最終年度である2024年度までに、海外ビジネスや新規ビジネスの立ち上げ等に対して5,000億円の投資を行うことを打ち出し、多くの投資案件の調査・分析を進めてきました。当期は、世界的な株高もあり製品・パイプラインの獲得等、大規模な提携や買収には至りませんでした。2021年度も引き続き、新たな成長ドライバーの獲得に向けて精力的に活動してまいります。

また、2021年度もより生産性の高い組織に変革するための抜本的な経営基盤改革を行い、構造やプロセスの刷新、社内風土改革、人材育成などを強化いたします。

当社グループは、2030年のビジョンに込めた「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」という想いを実現すべく、役員・従業員一人ひとりが変化を恐れず、多様性を受容し、既成概念を超えて「Transform」し続けるとともに、事業を通じてESGの諸課題にも取り組み、サステイナブルな社会の実現に貢献していきます。

引き続き、株主の皆さまに当社グループの成長とともに実感していただけるよう尽力してまいります。

【トピックス】

シオノギのESGへの取り組みと外部からの企業評価

CDPより、気候変動でA-、水セキュリティでA評価を獲得し（2020年8月）、気候変動分野でサプライヤー・エンゲージメント・リーダー・ボードに初選出（2021年2月）

環境情報開示に取り組む国際的な非営利団体CDPより、「気候変動」分野でA-、「水セキュリティ」分野で最高評価のAと、昨年に引き続き高く評価されました。また、「気候変動」分野で「サプライヤー・エンゲージメント評価」の最高評価である「サプライヤー・エンゲージメント・リーダー・ボード」に初めて選出されました。



4年連続「ディスクロージャー優良企業」医薬品部門第1位に選定（2020年11月）

日本証券アナリスト協会が主催する「ディスクロージャー優良企業選定」において、2020年度 医薬品部門 第1位に選定されました。当社グループの受賞は、4年連続4回目となります。



GPIFが採用する4つのインデックスに選定（2020年7月）

世界最大規模の年金基金であるGPIFがESG投資に採用する、全てのESGインデックス（「FTSE Blossom Japan Index」、「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」、「MSCI日本株女性活躍指数」及び「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」）の構成銘柄に選定されました。

当社グループは、その他に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が設定する「SNAMサステナビリティ・インデックス」、「MSCI ESG Leaders Indexes」の構成銘柄にも選定されています。



- ・ 「環境報告優秀賞」を受賞（2021年2月）
- ・ 「優れた統合報告書」に選定（2021年3月）

「第24回環境コミュニケーション大賞」において当社グループの統合報告書2020並びに2020年環境報告書が「環境報告優秀賞」を受賞しました。

また、統合報告書2020が、GPIFの国内株式の運用を委託している運用機関が選ぶ「優れた統合報告書」に選定されました。



5年連続「健康経営優良法人2021」に認定（2021年3月）

「健康経営優良法人2021（ホワイト500）」（大規模法人部門）に5年連続で認定されました。



「健康経営優良法人」は、経済産業省と日本健康会議が共同で、保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人を認定するものです。

【トピックス】

## 当社グループの新企業CMとソーシャルメディアの公式アカウントの公開開始

当社グループは、認知度向上に向けた新たな情報提供を開始いたしました。

### ◆当社グループの新・企業CMの放映開始 (URL: [https://www.youtube.com/channel/UCIBYHy\\_zKykDWKpJ4HUBog](https://www.youtube.com/channel/UCIBYHy_zKykDWKpJ4HUBog))

2020年10月17日より、当社グループが50年以上にわたり番組スポンサーを務める音楽番組「シオノギ・ミュージックフェア」にて当社グループの企業CM「その先へ。」篇の放映を開始いたしました。企業CMのリニューアルは約10年ぶりとなります。

「その先へ。」篇では、「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」ことを基本方針に、半世紀以上にわたり自らの使命として感染症の脅威と戦い続ける当社グループの企業姿勢を示すとともに、現場で働く従業員の姿を生き活きと映し出しています。そして当社グループが実現を目指す、「感染症のトータルケア」について紹介しています。



### ◆ソーシャルメディアの企業公式アカウントの公開開始

2016年7月より開設しているYouTubeに加え、当期は新たに2つのソーシャルメディアの公開を開始いたしました。それぞれの特性を生かした情報を配信し、シオノギの認知度を高めることで、これまでになかった新しい層のファンを増やしてまいります。また当社グループWebサイトと各ソーシャルメディアを連携させることで、情報提供の充実を図ってまいります。

YouTube



- ・動画での情報提供
- ・ストレージとして



Instagram



- ・画像中心の発信
- ・興味をひくきっかけに



Twitter



- ・タイムリーな発信
- ・あらゆる情報の入り口



## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 311,586,165株（自己株式10,122,444株を含む。）  
 （注）2020年4月6日付で自己株式5,200千株を消却しております。  
 ③ 株主数 56,510名  
 ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	41,349千株	13.71%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	18,663千株	6.19%
住友生命保険相互会社	18,604千株	6.17%
株式会社SMB C信託銀行 （株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	9,485千株	3.14%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	9,287千株	3.08%
日本生命保険相互会社	8,409千株	2.78%
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	7,484千株	2.48%
B N Y M T R E A T Y D T T 1 5	6,982千株	2.31%
BANK OF CHINA (HONG KONG) LI M I T E D - P I N G A N L I F E I N S U R A N C E C O M P A N Y O F C H I N A , L I M I T E D	6,356千株	2.10%
N O R T H E R N T R U S T C O . ( A V F C ) S U B A / C A M E R I C A N C L I E N T S	4,820千株	1.59%

- (注) 1. 当社は自己株式10,122,444株を保有しておりますが、上記大株主（上位10名）の中には含めておりません。  
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式10,122,444株を控除した301,463,721株に対する割合として算出しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役（社外取締役を除く）	15,000	2
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代表取締役社長	手代木 功	
取締役副社長	澤 田 拓 子	ヘルスケア戦略本部長
取 締 役	安 藤 圭 一	株式会社椿本チエイン社外取締役 株式会社ダイヘン社外取締役
取 締 役	尾 崎 裕	大阪瓦斯株式会社取締役相談役 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	高 槻 史	大江橋法律事務所パートナー
常 勤 監 査 役	岡 本 旦	
常 勤 監 査 役	加 藤 育 雄	
監 査 役	藤 原 崇 起	阪神電気鉄道株式会社代表取締役・取締役会長 山陽電気鉄道株式会社社外取締役
監 査 役	藤 沼 亜 起	学校法人千葉学園監事
監 査 役	奥 原 圭 一	日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕及び取締役 高槻史は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 藤原崇起、監査役 藤沼亜起及び監査役 奥原圭一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕及び取締役 高槻史は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。  
 4. 監査役 藤原崇起、監査役 藤沼亜起及び監査役 奥原圭一は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。  
 5. 監査役 藤沼亜起及び監査役 奥原圭一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 責任限定契約の内容の概要  
 当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、当該賠償責任を法令に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。  
 7. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の概要  
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役及び監査役です。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等（ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。  
 8. 当事業年度中に退任した役員  
 取締役 塩野元三（2020年6月23日退任）  
 取締役 茂木鉄平（2020年6月23日退任）  
 監査役 横山進一（2020年6月23日退任）

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与及び2018年度から導入した譲渡制限付株式報酬(中期業績連動型、長期型)で構成されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。

基本報酬については経営環境や世間動向を勘案したうえで取締役の職位や役割に応じた基本報酬テーブルを元に決定しております。

賞与は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(ロイヤリティ・資産売却等を除くコア営業利益、連結当期純利益、その他取締役としての総合業績評価)を反映した現金報酬とし、短期的なインセンティブとして各事業年度の目標利益の達成等の業績に応じた算定テーブルに基づいて決定し、毎年6月に支給されます。当事業年度の業績指標の実績としては、「1. シオノギグループの現況に関する事項(2)事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

株式報酬については、各取締役の職位や役割に応じた付与テーブルに基づいて毎年7月に付与されますが、特に中期業績連動株式報酬では、STS2030 Phase 1(2020~2024年度)のうち2020~2022年度の3年間の付与分に対して2022年度の達成状況から業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合(100%~0%)を決定します。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給します。業績評価については、売上収益、海外売上高、コア営業利益、ROE、当社を含む同業他社12社中の株主総利回り順位(相対TSR)を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンス及び新型コロナウイルス感染症関係の開発状況を考慮して決定することとしております。

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度等の内容を決定しております。その決定方針については、39頁のとおりです。また、2021年2月22日開催の取締役会決議に基づき、基本報酬及び賞与の個人別報酬額等の決定については最高経営責任を持つ者による評価及び決定が適切であると考えことから、代表取締役社長 手代木 功に委任されており、報酬諮問委員会は、委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役に答申し決議を受けるとともに、委任を受けた代表取締役社長 手代木 功は、当該答申並びに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、KPI100%達成を前提として、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等=4：3：3としております。

(注)業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式です。

この結果、当事業年度の基本報酬の割合は、40%程度となっております。

監査役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬に一本化しております。

当社の報酬諮問委員会は取締役会の諮問機関として構成メンバー5名の過半数を社外取締役が占め、社外取締役が議長を務めております。役員報酬については、同委員会において十分な審議を行っており、また、取締役及び執行役員の報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度等を審議しております。



区 分	人 員 数	報酬等の種類別の総額			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	合計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取締役 (うち社外取締役)	7 (4)	207 (56)	60 (-)	207 (-)	475 (56)
監査役 (うち社外監査役)	6 (4)	124 (54)	- (-)	- (-)	124 (54)
計	13	331	60	207	599

- (注) 1. 株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役は年額750百万円以内（2018年6月20日定時株主総会決議：当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は3名です））、監査役は年額170百万円以内（2019年6月18日定時株主総会決議：当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です）です。
2. 上表には2020年6月23日に退任された取締役1名、社外取締役1名及び社外監査役1名に対する報酬等の額及び人員数が含まれております。
3. 退任取締役1名に対し、退職慰労金98百万円と中期業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る現金給付17百万円を支払っております。
4. 上表の「業績連動報酬等」の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。
5. 当事業年度において支給した取締役の報酬等に、前事業年度に係る取締役（社外取締役を除く）3名に対する役員賞与引当金繰入額との差額17百万円が発生しておりますが、上表には含めておりません。
6. 上表の「非金銭報酬等」の額は、当事業年度に費用計上した額であります。

## ＜取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針＞

### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（金銭報酬としての賞与）および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準をも考慮し設定した基本報酬テーブルに基づき、決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益並びに連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年6月に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、在籍を要件とする長期型株式報酬制度と業績に連動する中期業績連動型株式報酬の二本立てとする。長期型株式報酬制度は、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。

中期業績連動型株式報酬は報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。譲渡制限付株式を毎年7月に付与し、STS2030 Phase 1(2020～2024年度)のうち2020～2022年度の3年間の付与分に対して2022年度の達成状況から業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合（100%～0%）を決める。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給する。業績評価については、売上収益、海外売上高、コア営業利益、ROE、当社を含む同業他社12社中の株主総利回り順位（相対TSR）を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンスおよび新型コロナウイルス感染症関係の開発状況を考慮して、総合的な評価を報酬諮問委員会にて審議したのち、取締役会にて決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役）は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度等の内容を決定し、その趣旨に沿って個人別の報酬額を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝4：3：3とする（KPIを100%達成の場合）。

（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、基本報酬テーブルに基づく各取締役の基本報酬の額並びに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

報酬諮問委員会は、代表取締役に委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役に答申し決議を受けるとともに、上記の委任をうけた代表取締役は、当該答申並びに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、株式報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で株式報酬テーブルに基づいた取締役個人別の割当株式数を決議する。

報酬諮問委員会は5名の委員からなり過半数を社外取締役が占め、社外取締役が委員長を務める。報酬諮問委員会では上記のほか、取締役および執行役員報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度等を審議する。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 当社における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	安藤圭一 取締役会出席状況 14/14回(100%)	経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会においては、議長を務めるとともに、重要な経営資源である資産の活用、人材育成の観点から質問・意見を多く出し、予算の立案・管理や投資を含めた資本政策などについて、的確なアドバイスを行っております。
取締役	尾崎裕 取締役会出席状況 13/14回(92.9%)	関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織経営に関する豊富な実務経験と幅広い知識を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会においては、当社のビジネスやマーケティングに関する助言や提携に関する問題提起など、明確な指摘や支援の発言を多く行っております。
取締役	高槻史 取締役会出席状況 11/11回(100%)	国際企業法務に携われてきた弁護士の立場で、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会においては、当社の果たすべき企業責任を認識し、取締役の職務の執行状況について、社会規範、法令等の遵守を優先して幅広い見地から発言を行っております。
監査役	藤原崇起 取締役会出席状況 14/14回(100%) 監査役会出席状況 10/10回(100%)	経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
監査役	藤沼亜起 取締役会出席状況 14/14回(100%) 監査役会出席状況 10/10回(100%)	経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
監査役	奥原圭一 取締役会出席状況 11/11回(100%) 監査役会出席状況 8/8回(100%)	財務・会計の高度な専門性や変化の激しいビジネス環境に応じた監査を行うことを役割として期待する中、取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。

(注) 取締役高槻史の取締役会出席状況並びに監査役奥原圭一の取締役会出席状況及び監査役会出席状況につきましては、2020年6月23日就任以降のものであります。

#### ② 重要な兼職先と当社との関係

取締役 安藤圭一が社外取締役を務める株式会社椿本チエイン及び株式会社ダイヘンと当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 尾崎裕が取締役相談役を務める大阪瓦斯株式会社及び社外取締役を務める朝日放送グループホールディングス株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 高槻史がパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結していませんが、国際企業法務等に関わる個別事案の一部について、弁護士法人大江橋法律事務所からアドバイスを受けることがあります。

監査役 藤原崇起が代表取締役・取締役会長を務める阪神電気鉄道株式会社及び社外取締役を務める山陽電気鉄道株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 藤沼亜起が監事を務める学校法人千葉学園と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 奥原圭一が代表取締役を務める日本ベンチャーキャピタル株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

## 4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

### 訴訟

・当社は、2014年9月12日、大阪国税局長（以下、「原処分庁」という）より、2013年3月期の「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」等を受領しました。当社はこれらの処分等を不服として、同年11月10日に、原処分庁に対し異議申立てを行ったものの、原処分庁より異議申立てを棄却されたため、さらに2015年3月9日に、大阪国税不服審判所に対し審査請求書を提出いたしました。しかしながら、当社は、2016年3月7日に、同審判所長より、当社の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決書謄本を受領しましたので、同年9月2日、東京地方裁判所に更正処分等の取消請求訴訟を提起いたしました。3年を超える審理の結果、2020年3月11日に、東京地方裁判所は当社の主張をほぼ全面的に認める判決を言い渡しました。被告国はこの判決を不服として控訴いたしました。2021年4月14日に東京高等裁判所は当社の主張をほぼ全面的に認める判決を言い渡しました。その後期限である4月28日までに、国より上告及び上告受理申立てのいずれもが行われず、判決内容が確定いたしました。

・当社は、2017年11月、米国においてドルテグラビル、アバカビル及びラミブジンの配合剤（日本販売名：トリメク）の後発品申請を行った各社（Lupin Limited、Cipla Limited、Dr. Reddy's Laboratories, Inc.、Mylan Pharmaceuticals Inc.、Apotex Inc.など）に対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社が保有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所及びその他の連邦地方裁判所に提起いたしました。2020年9月、Mylan Pharmaceuticals Inc.との間で、また、同年11月、Dr. Reddy's Laboratories, Inc.から後発品申請の承継を受けたLaurus Labs Limitedとの間で、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共に、和解に至りました。

・当社は、2017年11月から12月にかけて、米国においてドルテグラビル（日本販売名：テビケイ）の後発品申請を行った各社（Cipla Limited、Dr. Reddy's Laboratories, Inc.、Sandoz Inc.、LEK Pharmaceuticals D.D.、Apotex Inc.など）に対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社が保有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所及びその他の連邦地方裁判所に提起いたしました。2020年11月、Dr. Reddy's Laboratories, Inc.から後発品申請の承継を受けたLaurus Labs Limitedとの間で、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共に、和解に至りました。

・当社は、2018年2月7日、米国においてビクテグラビルを含む配合剤（米国名：Biktarvy）の承認を取得したGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、米国のデラウェア州地区連邦地方裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

当社は、2018年2月7日、カナダにおいてビクテグラビルを含む配合剤の承認取得を進めているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、カナダの連邦裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

当社は、2019年11月20日、日本においてビクテグラビルを含む配合剤の販売を行っているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、東京地方裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

当社は、2019年11月20日、ドイツ、フランス、イギリス、アイルランド、韓国においてビクテグラビルを含む配合剤の販売を行っているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、各国の裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

当社は、2019年12月6日、オーストラリアにおいてビクテグラビルを含む配合剤の販売を行っているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、オーストラリアの連邦裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

・当社は、2019年11月、米国においてドルテグラビル及びラミブジンの配合剤（日本販売名：ドウベイト）の後発品申請を行ったCipla Limitedに対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社が保有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所で提起いたしました。

・当社は、2020年2月、米国においてドルテグラビル及びリルピビリンの配合剤（日本販売名：ジャルカ）の後発品申請を行ったLupin Limitedに対し、また2020年6月、Cipla Limitedに対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社が保有するドルテグラビルの結晶の特許権、およびViiV社が保有するドルテグラビルとリルピビリンの配合剤に関する特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日がこれら特許の満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所で提起いたしました。

・当社は、2020年7月、カナダにおいてドルテグラビル（日本販売名：テビケイ）の後発品申請を行ったSandoz Inc.に対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare ULCと共同で、当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、特許満了前の実施行為を禁じる判決を求め、トロントの連邦地方裁判所に提起いたしました。



# 連結財政状態計算書

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
<b>資 産</b>			<b>資 本</b>		
非流動資産			資 本 金	21,279	21,279
有形固定資産	90,883	71,350	資 本 剰 余 金	13,733	21,025
の れ ん	9,357	7,854	自 己 株 式	△57,989	△77,292
無 形 資 産	76,558	51,705	利 益 剰 余 金	752,248	708,291
使 用 権 資 産	4,827	4,657	その他の資本の構成要素	116,836	91,848
投 資 不 動 産	26,759	2,496	親会社の所有者に帰属する持分	846,108	765,152
その他の金融資産	217,437	202,161	非 支 配 持 分	18,442	51
繰 延 税 金 資 産	11,729	3,048	<b>資 本 合 計</b>	<b>864,550</b>	<b>765,203</b>
その他の非流動資産	5,200	14,394	<b>負 債</b>		
<b>非流動資産合計</b>	<b>442,754</b>	<b>357,669</b>	<b>非流動負債</b>		
<b>流動資産</b>			リ ー ス 負 債	4,608	4,791
棚 卸 資 産	38,003	33,818	その他の金融負債	5,242	4,179
営 業 債 権	78,047	79,804	退職給付に係る負債	16,318	16,089
その他の金融資産	142,151	171,157	繰 延 税 金 負 債	7,749	1,949
未収法人所得税	164	192	その他の非流動負債	341	362
その他の流動資産	21,697	22,191	<b>非流動負債合計</b>	<b>34,261</b>	<b>27,372</b>
現金及び現金同等物	276,173	208,861	<b>流動負債</b>		
<b>流動資産合計</b>	<b>556,238</b>	<b>516,026</b>	リ ー ス 負 債	3,379	3,361
<b>資 産 合 計</b>	<b>998,992</b>	<b>873,695</b>	営 業 債 務	9,902	10,763
			その他の金融負債	21,383	17,557
			未払法人所得税	28,033	21,886
			その他の流動負債	37,481	27,551
			<b>流動負債合計</b>	<b>100,180</b>	<b>81,119</b>
			<b>負 債 合 計</b>	<b>134,442</b>	<b>108,492</b>
			<b>資本及び負債合計</b>	<b>998,992</b>	<b>873,695</b>

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	( 前 期 参 考 金 額 )
売 上 収 益	297,177	333,371
売 上 原 価	△52,523	△56,782
売 上 総 利 益	244,654	276,589
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△91,902	△95,094
研 究 開 発 費	△54,249	△47,949
製 品 に 係 る 無 形 資 産 償 却 費	△3,209	△3,255
そ の 他 の 収 益	26,403	4,291
そ の 他 の 費 用	△4,257	△3,951
営 業 利 益	117,438	130,628
金 融 収 益	26,522	30,504
金 融 費 用	△941	△2,616
税 引 前 利 益	143,018	158,516
法 人 所 得 税 費 用	△30,956	△36,322
当 期 利 益	112,061	122,194
当 期 利 益 の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者	111,858	122,193
非 支 配 持 分	203	1
当 期 利 益	112,061	122,194

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書



## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
(資産の部)	(617,123)	(580,804)	(負債の部)	(80,717)	(50,322)
流動資産	292,357	282,283	流動負債	72,276	41,943
現金及び預金	50,214	67,442	買掛金	7,018	8,078
売掛金	67,751	38,801	未払金	17,756	15,045
有価証券	123,032	124,039	未払費用	2,263	2,241
商品及び製品	15,619	13,818	未払法人税等	20,495	8,102
仕掛品	29	15	預り金	1,998	2,469
原材料及び貯蔵品	15,119	10,505	賞与引当金	4,674	5,703
前渡金	9,709	5,094	役員賞与引当金	60	51
短期貸付金	851	1,291	その他の	18,009	252
その他	10,029	21,275	固定負債	8,441	8,378
固定資産	324,765	298,521	退職給付引当金	7,495	7,321
有形固定資産	57,877	38,154	その他の	945	1,056
建物	22,098	23,416	(純資産の部)	(536,405)	(530,482)
構築物	979	1,062	株主資本	519,838	511,733
機械及び装置	325	17	資本金	21,279	21,279
車両及び運搬具	0	0	資本剰余金	16,392	16,392
工具、器具及び備品	3,918	3,823	資本準備金	16,392	16,392
土地	8,140	8,126	利益剰余金	540,155	551,353
リース資産	349	577	利益準備金	5,388	5,388
建設仮勘定	22,064	1,130	その他利益剰余金	534,767	545,965
無形固定資産	12,491	16,096	固定資産圧縮積立金	2,921	3,012
ソフトウェア	3,906	2,441	別途積立金	368,645	368,645
販売権	6,314	11,228	繰越利益剰余金	163,201	174,307
その他	2,270	2,426	自己株式	△57,989	△77,292
投資その他の資産	254,395	244,269	評価・換算差額等	16,315	18,310
投資有価証券	58,825	56,257	その他有価証券評価差額金	19,057	14,022
関係会社株式	159,211	159,253	繰延ヘッジ損益	△2,741	4,287
関係会社出資金	30	490	新株予約権	251	438
長期前払費用	1,414	1,050			
前払年金費用	25,669	23,998			
繰延税金資産	8,003	1,969			
その他	1,283	1,291			
貸倒引当金	△42	△42			
資産合計	617,123	580,804	負債・純資産合計	617,123	580,804

## 損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	( 前 期 参 考 ) 金 額
売 上 高	260,986	293,865
売 上 原 価	58,508	60,976
売 上 総 利 益	202,478	232,888
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 ( うち 研 究 開 発 費 )	126,286 (55,625)	116,781 (45,248)
営 業 利 益	76,192	116,107
営 業 外 収 益	8,208	8,642
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,597	6,471
雑 収 入	2,610	2,171
営 業 外 費 用	2,685	3,484
支 払 利 息	11	11
雑 支 出	2,674	3,473
経 常 利 益	81,714	121,265
特 別 利 益	3,759	7,717
関 係 会 社 株 式 売 却 益	3,516	-
投 資 有 価 証 券 売 却 益	242	5,281
固 定 資 産 売 却 益	-	2,435
特 別 損 失	36,276	7,942
関 係 会 社 株 式 評 価 損	34,221	5,707
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,054	1,549
支 払 補 償 金	-	684
税 引 前 当 期 純 利 益	49,197	121,040
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32,097	27,571
法 人 税 等 調 整 額	△15,081	4,828
当 期 純 利 益	32,181	88,640

招 集 ( 通 知 )

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

塩野義製薬株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 (印)  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋 (印)  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、塩野義製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

塩野義製薬株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 (印)  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋 (印)  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えたと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、職業的過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えたと合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月7日

## 塩野義製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 岡本 旦 (印)

常勤監査役 加藤育雄 (印)

社外監査役 藤原崇起 (印)

社外監査役 藤沼亜起 (印)

社外監査役 奥原主一 (印)

以 上



**UD**  
**FONT**